

第4節 組織体の刑事責任

1 はじめに

組織体には、法人格を有するものと有しないものがあるが、後者の刑事責任は、基本的には、組織体構成員（自然人）の個人責任の問題に帰着するであろう。そこにおいても、監督過失等の概念の当否を巡り、困難な解釈問題が存在することは、周知のところである。これに対して、前者（法人としての組織体）の刑事責任如何は、わが国の解釈論としては両罰規定の問題となるが、両罰規定の存在理由の説明をも視野に入ると、法人処罰の可否自体が問題とならざるを得ない⁽¹⁾。これは、解釈論に止まらず、国際的な潮流をふまえた立法論の検討を要求する問題である⁽²⁾。その際には、判例法により法人処罰を認めてきたイギリス刑法、およびこの影響を受けて法人処罰をより広い範囲で肯定しているアメリカ刑法の動向のみならず、フランス刑法の動向を無視することはできないであろう。

フランスでは、いわゆる新刑法典 (le nouveau code pénal) が1994年3月1日から施行され、法人を処罰する規定も導入された。これは、法人を含む団体の犯罪能力を否定してきた（ドイツ刑法を代表とする）大陸法圏の中では、きわめて注目に値する決断であり、立法の背景と運用動向には強い関心が持たれるところである。これらについては、既に紹介がなされているが⁽³⁾、いま一度、その概要について確認することは、わが国における今後の立法・解釈のあり方を考察するうえで重要であろう。フランスで法人処罰が必要とされる理由としては、法人による環境犯罪（例えば、企業による水質の汚染等）への対応が言及されることが多い。しかしフランスにおける環境刑法の動向自体は、本書の別稿⁽⁴⁾に譲る。本稿では、法人処罰に限定してフランスの状況を概観することにより、法人処罰のあるべき立法を検討する際の、一つの手掛かりを提供

することを、目的としたい⁽⁵⁾。

2 フランスにおける法人の刑事責任

(1) 新刑法典以前の状況

(a) 学説の状況：団体処罰の否定から法人処罰の肯定へ

19世紀においては、団体 (groupements) の責任は、コモン・ローの法圏を除いては否定されていた (societas delinquere non potest)。その理由としては、次の三点が指摘されている⁽⁶⁾。①団体は固有の意思を欠く虚構の存在であり、団体としての行動に関する責任は、構成員個人に帰されるべきものである点、②団体は、社会的な目的のために活動する限りで、その存在が許されるが、法に違反することは、この社会的な目的ではあり得ないという点、③刑罰は個人にしか対応しておらず、刑罰と団体とは両立しえないという点、である。

しかし20世紀に入り、資本主義が発展してくると、経済犯罪、環境犯罪に相当する不法行為が頻発するようになった。そして、これらの事態が、しばしば、企業活動の一環として、すなわち、団体 (groupements) ないしは法人 (la personne morale) によって犯されていることが、認識されるに至った。そこで、(法人を含む) 団体の刑事責任を否定する上記の諸点に対して、以下のような反論が加えられることが、しだいに一般的となってきた⁽⁷⁾。すなわち、①については、団体の実在性を直視し、団体による犯罪の実行も、現実の事態として認識すべきであるという点、②については、製紙会社による水質等の環境汚染の例に見られるように、団体が、法によって承認された設立の目的に反して違法行為をすることを認識すべきだという点が、指摘されている。また、③については、自由刑以外の刑罰は団体にも適用可能であるから、刑罰性質論が団体の存在と矛盾するものではない点、刑罰目的論との関係でも、少なくとも、刑罰による犯罪の予防機能は団体の性質とも合致する点が、指摘されるに至っている。そして、これらに関連して、④法人は、個人（特に下位の地位にある個人）に比べて支払能力が高いので、法人の刑事責任を認め、(罰金の支払を求める等により) 法人を訴追することは合理的である、との点も強調されて

いるところである。

(b) 立法、判例の状況

こうした理論的状況を背景にして、フランスの立法、判例においても、徐々に(法人を含む)団体の刑事責任が肯定されるようになってくる。

まず、立法の面では、1810年のナポレオン刑法典 (le ancien code pénal) は団体の刑事責任を規定していなかった。しかし新刑法典制定以前にも、団体の「間接的な」刑事責任を規定するものは存在した。これは、団体自体の訴追を可能とするものではないが、団体活動に起因する犯罪につき、関係個人に対して、罰金刑 (amende) の支払を命じるものである⁽⁸⁾。

他方で、団体、とりわけ法人の「直接的な」刑事責任を正面から認めた条文は、ほとんど存在しなかった⁽⁹⁾。「価格と競争の自由に関する1986年12月1日のオルドナンス」の13条は、企業に対して「財産的制裁」を科しうることを規定していたが、これも、企業(法人)に対する「刑罰」賦課を定めたものではない。なぜならば、同法は、競争評議会 (le Conseil de la concurrence) という独立行政機関による制裁金の賦課を規定するだけで、罰金 (amende) 自体には言及していないし、制裁賦課に対する不服申立も、パリ控訴院 (la cour d'appel de Paris) に対して、上告は、破毀院商事部 (la chambre commerciale de la Cour de cassation) に対してなされるものとされているからである⁽¹⁰⁾。

判例も、法人に罰金刑を科すことに反対していた。これは、罰金も刑罰の一つであるが、全ての刑罰は、自然人に関するものであり、法人には、民事責任が課せられるだけだ、との理解に基づくものである⁽¹¹⁾。もっとも判例も、(広義の)企業体 (entreprise) に対して、事業所の閉鎖 (la fermeture d'établissement) という刑を科すことは認めていたのである⁽¹²⁾。

以上のように、立法および判例も、学説と同様に、徐々に法人の直接的な刑事責任を肯定する方向に向かっていたのであるが、この責任を正面から承認するには、刑法を改正する必要がある。こうして、新刑法典が、法人の刑事責任を規定するに至ったのである。そこで次に、新刑法典の下での法人処罰につき、その要点を確認することにした。

(2) 新刑法典による法人処罰

(a) 法人処罰の根拠

法人処罰の基本的な要件は、新刑法典の121-2条が規定している。本条の新設は、上述した諸点から、それぞれ説明できるが、理論的に一貫した見地から本条が新設されたとまで言えるかについては、疑問の余地もある。

法人処罰の正当化根拠として、今日でもしばしば強調されているのは、上記の理由の中の④、すなわち、法人の代表者等の個人を訴追して処罰しても、被害者保護にとって十分ではないから、法人自体を処罰する必要がある、という点である⁽¹³⁾。確かに、法人犯罪に対する主要な刑罰として罰金を考える⁽¹⁴⁾際には、法人の資力は個人のそれに比べて通常大きいから、法人こそ処罰されるべきだということになろう。ここからは、法人処罰の理論的根拠として、「報償責任論(自然人の行為によって活動し利益を得ている法人は、自然人の行為による犯罪についても、責任を負うべきだとの理解)」ないしは「代位責任論(法人は、法人のために行動した自然人を代位して刑事責任を問われる、との理解)」が採用されているのではないかと思われるが、これと合わせて、「同一視理論(法人の代表者等、法人と同一視できる者の行為は法人の行為であり、法人は、その個人の行為につき責任を負う、との理解)」も、法人処罰の根拠として、有力な学説によって支持されている⁽¹⁵⁾。同一視理論の基礎にも、報償責任論があると解する余地はあるが、同一視理論を一貫させれば、法人と同一視される個人行為者は特定されるべきであり、かつ、特定された以上、この個人を法人と共に処罰することも可能となろう。現に有力説も、この解釈を支持し、刑法121-2条第3項は、こうした法人と自然人との関係を確認した規定だと理解している⁽¹⁶⁾。しかし有力説も、法人による過失犯が問題となる場合には、過失行為者(自然人)の特定が困難であることをふまえて、その特定を不要とし、法人自体の訴追と処罰が原則となるべきだと解している⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾。この結論は、同一視理論よりも、報償責任論からの方が、より容易に説明しうるように思われる。

以上の議論を概観すると、フランスにおける法人処罰を、単一の論理から説明するのは適当ではなく、刑法121-2条も、法人を処罰すべきだとの従来から

の実務的要請に基づいて新設されたものと理解するのが、最も素直であるように思われる⁽¹⁹⁾。

もっとも、新刑法典の下での実務においては、同一視理論が有力化しつつある。従来の下級審裁判例では、同一視理論に近い立場のもの⁽²⁰⁾、自然人を媒介とすることなく法人としての行為と責任を把握しようとするもの⁽²¹⁾とが存在したが、破毀院刑事部は、近時、同一視理論により近い論理を採用したのである⁽²²⁾。

その事案では、会社から解雇された元従業員(L)が、解雇の不当性を争って会社を訴えたところ、訴訟の過程で当該会社は証明書を提出した。それは、会社の2人の従業員によって作成されたものであり、Lの非行を証明しその解雇を正当化するためのものであった。これに対してLは、先の2人の従業員が虚偽の証明書を作成し、会社はその虚偽証明書を行使したとして告訴した。1審では、これら従業員2人と会社が有罪とされ、それぞれに罰金刑が宣告されたので、従業員の1人(D)と会社が控訴した。控訴審でも原審の判断が支持されたが、破毀院刑事部は、控訴審判決を破棄した。その理由は第1に、Dは同社の支店長(chef d'agence)としての資格も有していなかったから、Dの行った犯罪について同社は刑事責任を負わないという点、第2に、会社に虚偽証明書行使罪の成立を認めるには、同社の社長(directeur général)個人が証明書の内容の虚偽性を認識していたことの証明が必要であるが、控訴審は、この点を審理していないという点にある。この判決は、同一視理論と同様の立場を採るものとして有力説の支持を得ており⁽²³⁾、その後も同様の観点から説明できる判例が続いているところである⁽²⁴⁾。

以上の状況を要約すれば、刑法121-2条の趣旨については、これを同一視理論から理解する見解が、判例・学説において有力化しつつあるが、他の理論的見地(特に報償責任論)からの説明も、なお可能であると言えよう。ここからは、同条の要件の解釈に、(以下に見るような)曖昧な点が残されていることも、理解しうることになるのである。

(b) 法人処罰の要件

(i) 総説

刑法121-2条第1項は、例えば、次のように訳されている⁽²⁵⁾。

「国を除き、法人は、第121-4条ないし第121-7条の区別に従い、かつ、法律又は規則に定める場合において、その計算において(pour leur compte)、その機関(leurs organes)又は代表(leurs représentants)によって行われた犯罪について刑事責任を負う。」

この訳文によると、第1に、法人の機関または代表者が犯罪を行った場合でなければ法人は処罰されない、第2に、機関または代表者の犯罪行為が「法人の計算において」なされた場合でなければ、法人は処罰されないことになる。このような条文解釈では、本条項の適用範囲が相当に制限されるが、これは、先に確認した本条の立法趣旨と合致するのであろうか。法人の「代表」が規定されているとの点については、「代表」も法人の「機関」の一つであるから、「機関」の例示として「代表」を更に規定しなくてもよいとして、leurs représentantsを「法人の代理人」と解釈する余地もあるように思われる。また、pour leur compteも、素直に「法人のために」と(より広い内容を取り込む概念として)解釈することが、可能であろう。

そこで、これらの解釈を巡る判例・学説を見ると、明確な解釈の方向性が確認できない場合もあるものの、本条の適用範囲は、上記の訳文のイメージよりは広いと言えよう⁽²⁶⁾。以下、その要点を説明する。

(ii) représentantの意義

伝統的な同一視理論によれば、法人と同一視される自然人は、法人としての意思決定をなしうるものでなければならず、それは、基本的には、代表取締役のような最上位の機関に限定されることになる。上述した破毀院のリーディングケース⁽²⁷⁾が、当該会社の支店長としての資格も有していなかったDの主観を問題にせず、社長の認識を問題にしたのは、この理解に忠実であったと評することができる⁽²⁸⁾。

しかし、このような厳格な解釈では、法人処罰の範囲が限定され過ぎてしまうことは、同一視理論の母国であるイギリスでも強く認識されているところである。そこで「法人と同一視される自然人」の範囲を如何にして拡張するかが、解釈・立法論的な課題となるが、フランスでは、この問題が、まさに「représentant」という概念の解釈を通じてなされているのである。

représentantという文言は、1978年から1983年までの刑法改正草案には見ら

れなかった。そこでは「機関 (organe)」だけが問題とされていたのであるが、1986年のバダンテール法案以降、organe と並んで représentant という概念が、法案中に登場したのである。

この概念の内容については、フランスでも議論がなされてきた⁽²⁹⁾。それは、法人の機関、特に代表機関 (des organes de représentation) は、法人の法的な代理人 (des représentants légaux) でもあるから、representant の一部は、organe と混同されてしまうのではないかと、との問題意識に基づくものである。そこで今日では、representant が organe に加えて規定された意義を無にしないためには、representant を「唯一の法的代理人 (le seul représentant legal)」と理解してはならない、との解釈が有力となっている。そして、organe ではないが representant である者としては、代表権限を有しない企業のトップ (chef d'entreprise) や、法人を代理して特定の行為をする権限を与えられた代理人 (un mandataire spécial) が挙げられている⁽³⁰⁾。

chef d'entreprise は、準機関 (quasi-organe) である場合が多いであろうから、organe と並んで規定された representant の中に、chef d'entreprise を含める解釈は、理解できる。他方で、特定の行為についてのみ法人を代表する権限を授与された者 (特定代理人) も、当該行為については、まさに、法人の意思決定を代行しているのだから、彼も法人と同一視されるとして、これを representant に含めることも、可能である。現に、後者の解釈を採る下級審判決や⁽³¹⁾、これと矛盾しない解釈を示したと思われる破毀院判決も存在した⁽³²⁾。しかしこの解釈によると、法人処罰の範囲が広がりすぎる恐れがある。企業の被用者が、その担当する業務について、企業を代理する権限を有すること (特定代理人として行動すること) は、きわめて多いからである⁽³³⁾。そこで、特定代理人を representant に含めることに消極的な学説も存在したが、破毀院は、近時、これを積極的に解することを明らかにした⁽³⁴⁾。同判決は「衛生と安全に関する事項について権限の委任を受けている会社の被用者は、刑法121-2条の意味での、representant である。それゆえ、その被用者が、委任に際して遵守すべき規則に違反し、これが、過失致死罪又は過失傷害罪の原因となった場合には、この被用者が当該法人の刑事責任を基礎付ける。」と判示したものである。そして近時の学説も、この判決を支持し⁽³⁵⁾、特定代理人は法人を代理する権限

を効果的に行使するものである以上、この判決で採用された論理の適用範囲を「衛生と安全に関する事項」以外にも拡張すべきことを主張しているところである^{(36) (37)}。

このように、フランスでは representant を文字通り「代理人」と解する傾向が強まっているが、これが完全な通説として定着するのにかについては、今しばらくの検討が必要であろう。例えば、上記破毀院判決 (刑事部2000年5月30日) を支持するル・グネヘも、その最新の論文では、representant を法人の「法律上の」代理人には限定せず、「当該法人の中心部で (en son sein) 活動し、その者の犯罪的振る舞い (leurs comportement délictueux) によって法人に刑事責任を課しうる者」であればよい、と解している⁽³⁸⁾。また、法人処罰を肯定した最新の法律であるセクト法⁽³⁹⁾も「事実上の指導者 (le dirigeant de fait)」に対する有罪宣告を契機として所定の法人 (いわゆるセクト) の解散を命じるものとしている。これらにおいては、quasi-organe ないしは chef d'entreprise をも representant に含めるという理解が採られているのではなかろうか⁽⁴⁰⁾。

このような解釈との関係で確認されるべきなのが、上記破毀院判決 (刑事部2000年5月30日) に先立つ次の事案であり、representant の範囲を法人内部の末端従業員までは拡張しなかったものである⁽⁴¹⁾。その事案は、サレヌ市 (Sarenne) との契約に基づき、スキー場を開発しリフトの運行、そのチケット販売を行っていた会社が、気象状況、ゲレンデの積雪状況の判断を誤ってゲレンデをオープンしたところ、ゲレンデ外で雪崩がおり、クロスカントリースキーをしていた Dominique A が死亡したというものであり、Christian C. (同社の職員でゲレンデの責任者)、Pascal T. (サレヌ市側の安全管理部門責任者)、Christian R. (ゲレンデ監視員) ならびに同会社が過失致死罪で起訴された⁽⁴²⁾。そして、一、二審を通じて、C.、T. および同会社は有罪とされたが、R. は無罪とされた。C. と T. は、同会社の機関 (の構成員) ではなかった。しかし、リフトに係る契約、およびそれに付随する安全性に関する責任の一環として、会社の決定権限を大衆に対して行使する (即ち、危険な状況でゲレンデをオープンする) のは、まさに、C. と T. であったから、彼らは刑法121-2条の representant であると判断され、同社の刑事責任が肯定されたのである。他方、R. がリフトの操縦のみならず、リフトチケットの販売業務をも担当していたので

あれば、彼も *représentant* として処罰される可能性があるようにも思われる。それにも拘わらず R. が無罪とされたのは、彼は会社の方針に従っただけであり、自立的に本件事故に関与したのではない、と判断されたからである。これは、特定代理人、即ち、権限の委譲を受けて法人の権限を行使する従業員も *représentant* であるという解釈を前提にしつつ、チケット販売を担当していたに過ぎない R. には会社を「代理する権限」がなかった、との理解に基づくものであろう⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾。このように、判例では、上記破毀院判決（刑事部2000年5月30日）以前から、（それほど自覚的ではなかったが）特定代理人も *représentant* に該当しうるとの解釈が認められつつあったのである⁽⁴⁵⁾。そこで、セクト法以後の立法と判例との関係が、注目される場所である。

(iii) *pour leur compte* の意義

この要件の意義も、「機関」、「代理人」と同様に）条文中で定義されていないので⁽⁴⁶⁾、その解釈が問題となるが、ここでも（「代理人」の理解と同様に）かなり広い解釈が採られている。すなわち、機関または代理人が、法人の経済的利益を獲得するために行動する必要はなく、法人の経営、組織、機能（あるいは、法人としての目的）に沿うように行動すれば、その行為は「法人のため（*pour leur compte*）」である、と解されている⁽⁴⁷⁾。「法人の経営や法人としての目的に沿うように」との意図も、広義では（あるいは究極的には）法人の経済的利益を目指すものでありうるが、行為対象の価値が、経済的に、直ちに積算・評価できる必要はない、との理解であろう。具体的には、次のように解されている。

明らかに「法人のため（*pour leur compte*）」とは言えないのは、法人の機関または代理人が、①専ら、自己固有の利益あるいは第三者の利益において行動する場合⁽⁴⁸⁾、②法人の持分所有者の中の少数の者の利益のために、あるいは被用者の利益のために行動する場合⁽⁴⁹⁾、③（法人としての刑事責任を問われない）国家の利益において行動する場合である⁽⁵⁰⁾。

他方で、「法人のため（*pour leur compte*）」の要件を充たすのは、①法人の機関または代理人が、法人に財産的利益を得させるために行動する場合⁽⁵¹⁾である。この場合は、問題ないが、②機関または代理人が法人の名で、しかし法人の利益を直接的には得ることを求めずして行動する場合でも、「法人のため

の」行為に該当するものと解されている。後者（②）の例としては、建設会社が作業員の安全を確保するために、人数分のヘルメットを用意していたが、現場監督が作業員のヘルメット着用の確認を行わず、そのため作業員が怪我をした事例が挙げられている⁽⁵²⁾。作業員が怪我をすれば会社が損害を被るのだから、ヘルメットの着用確認をしないことが（それによってヘルメットの耐用期間が延びる等により会社が経済的利益を得たとしても）、直ちに、*pour leur compte* であるとは言えないようにも思われる。しかし、ここでは、現場監督の行為は「法人の経営や法人としての目的に沿うための」行動であって、「法人のため」の行為だと理解されているのである。

以上の説明に鑑みると、法人の「ため」にする行為と、法人の「経済的利益を目指して」する行為との区別は、学説上、それほど考慮されていないように思われる。この点は、判例においても同様である。例えば、銀行（BNP）の支店長による労働組合に対する差別が、銀行の「ため」であったとされ、当該銀行の刑事責任が肯定された事案では、支店長の行為は銀行のために、かつ、その銀行の利益において（*pour le compte et au profit de la banque elle-meme*）実現された、と認定されている⁽⁵³⁾。ここでも、*pour le compte* と *au profit de la banque* のいずれに重点があるのかは、判然としないのである。

このような、広い内容でありうる「法人のために（*pour leur compte*）」が法人処罰の要件とされた趣旨も、法人処罰の根拠から説明される必要がある。しかしこの要件は、法人処罰の根拠として主張されているどの説からも、一応の説明は可能であるように思われる。すなわち、同一視説によれば、行為者たる自然人を法人と同一視するには、その行為が法人の存在目的と矛盾してはならない。例えば、法人の従業員が、その担当する職務に関連して横領をした場合に、その行為が法人の行為と同一視されえないことは、当然である。しかし、ある行為が、法人に対して、何らかの意味で利益を与えうるものであれば、当該行為は法人のものとして社会的に評価されうる。そこで、同説から、フランスでなされている解釈⁽⁵⁴⁾を是認することは、可能である⁽⁵⁵⁾。他方で、代位責任説から、その根拠を報償責任の論理に求める場合や⁽⁵⁶⁾、法人自体の行為と責任を問題にする場合でも、従業員による横領行為が法人に帰責されない点は同様であるから、基本的には、同一視説と同じ結論を採用しうるであろう。結